

# 中野区

令和8年1月作成

# 相続登記手続相談のご案内

事前予約制

無料

秘密厳守

2024年4月から、不動産を相続した相続人は、登記手続きを行なうことが義務となりました。

「手続きはどのように行なうの？」「いつまでにするの？」など、ぜひお気軽にご相談ください。



対象

中野区在住の方

場所

区役所4階 専門相談室(中野4-11-19)

相談員

司法書士

開催日

毎月第4木曜日 13時～16時 ※12月は第2木曜日

【相談時間】25分 【定員】12名

予約方法は2種類(いずれも先着順)  
※直接、区役所窓口での受け付けは行っていません。



Web

右記二次元コードから

【予約開始日時】

相談日の1週間前の同一  
曜日(午前0時)から相談日  
前日(午後11時59分)まで



電話

区民相談係(03-3228-8802)

【予約開始日時】

相談日の1週間前の同一曜日の午前9時  
※受付開始日が祝日・休日の場合は、  
その翌営業日(平日)の午前9時

【お問合せ】中野区役所 区民相談係 ☎03-3228-8802(平日8時30分～17時)